

# 資料編

## 資料1 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

### 1 委員名簿（令和6年3月現在）

氏名	所属
あいうち 相内 ゆうすけ 雄介	公募
あらか 荒木 たかのり 孝則	札幌協力雇用主会連合会 事務局長
えだもと 枝元 ゆうこ 優子	札幌市更生保護女性連合会 会長
◎ かんもと 神元 たかよし 隆賢	北海学園大学 教授
きむら 木村 さとみ 里美	北海道CAPをすすめる会 代表
くりう 栗生 けんいち 賢一	厚別南町内会連合会 会長
くわばら 桑原 せつこ 節子	NPO法人 女のスペース・おん 理事
こばやし 小林 じゅんご 順吾	更生保護法人札幌更生保護協会 事務局長
ささき 佐々木 のりこ 紀子	NPO法人 ゆいネット北海道 センター長代行・理事
まつうら 松浦 えいこ 栄子	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 総括事務担当者
みなかわ 皆川 さとし 智司	公募
○ やまざき 山崎 まさふみ 正史	(公財)北海道防犯協会連合会 専務理事
やまもと 山本 やすじ 康次	札幌市保護司会連絡協議会 会長
わたなべ 渡辺 ゆうこ 裕子	(公社)札幌消費者協会 副会長

◎：会長、○：副会長

(五十音順・敬称略)

## 2 札幌市再犯防止推進計画検討部会 委員名簿

氏名	所属
あらき たかのり 荒木 孝則	札幌協力雇用主会連合会 事務局長
いそだ たけひろ 磯田 丈弘	札幌弁護士会
いの ひろき 伊野 裕樹	札幌保護観察所 社会復帰対策官
えだもと ゆうこ 枝元 優子	札幌市更生保護女性連合会 会長
かしわ ひろ ふみ 柏 浩文	(福) 札幌市社会福祉協議会 人材確保戦略担当部長
◎ かんもと たかよし 神元 隆賢	北海学園大学 教授
くりう けんいち 栗生 賢一	厚別南町内会連合会 会長
くわばら せつこ 桑原 節子	NPO 法人 女のスペース・おん 理事
こばやし じゅんご 小林 順吾	更生保護法人札幌更生保護協会 事務局長
こまつ ひろき 小松 大記	北海道地域生活定着支援札幌センター 所長
たかはし ゆうき 高橋 優紀	札幌矯正管区 更生支援企画課長
なかむら さき 中村 早希	札幌市 BBS 会 事務局長
まつうら えいこ 松浦 栄子	(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 総括事務担当者
やまもと やすじ 山本 康次	札幌市保護司会連絡協議会 会長
わたぬき まさと 綿貫 真人	札幌市居住支援協議会 (札幌市住宅管理公社総務部総務課長)

◎：部会長

(五十音順・敬称略)

### 3 審議経過等

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会における本計画の策定にかかる審議経過等は、下表のとおりです。

計画の調査審議にあたっては、再犯の防止等に係る学識経験者や刑事司法関係機関、更生保護関係団体等で構成される札幌市再犯防止推進計画検討部会が設置され、集中的な審議が行われました。

日時	主な審議内容等	
令和5年3月29日	令和4年度第2回審議会	・計画策定について諮問
令和5年5月29日	第1回検討部会	・計画の検討体制について ・計画素案の概要について
令和5年6月22日	第2回検討部会	・計画素案(第1章から第4章-3まで)について
令和5年7月27日	第3回検討部会	・計画素案(第4章-4から第5章まで)について
令和5年8月28日	第4回検討部会	・答申案について
令和5年9月6日	令和5年度第1回審議会	・答申案について
令和5年9月21日	答申	・計画策定について答申

## 資料2 パブリックコメント

### 1 実施概要

(1) 募集期間

令和5年（2023年）12月21日（木）から令和6年（2024年）1月26日（金）まで

(2) 資料配布場所

札幌市役所本庁舎（13階区政課、2階市政刊行物コーナー）、各区役所総務企画課  
広聴係、各まちづくりセンター、札幌市公式ホームページ

(3) 周知方法

広報さっぽろ1月号、札幌市公式ホームページへの掲載

(4) 意見提出方法

送付、FAX、持参、電子メール、札幌市公式ホームページ上のご意見入力フォーム

### 2 意見募集結果

(1) 提出者数

2人、1団体

(2) 意見数

10件

(3) 提出方法別内訳

提出方法	送付	FAX	持参	電子メール	ホームページ	合計
個人	0	1	0	0	1	2
団体	0	0	0	0	1	1

(4) 項目別内訳

項目	件数
第1章 計画の策定にあたって	0
第2章 再犯を取り巻く状況と課題	0
第3章 計画の目的・基本方針・成果指標	1
第4章 取組の内容	9
第5章 計画の推進体制	0
合計	10

(5) 結果の公表

札幌市公式ホームページにて意見概要及び回答（考え方）を公表

## 資料3 用語集

### あ行

#### ○アウトリーチ型支援

支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援を行うこと。

#### ○入口支援

起訴猶予や刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人で、高齢又は障がい等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。

### か行

#### ○仮釈放

再犯を防止し、改善や更生、円滑な社会復帰を促進するために、懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

#### ○鑑別

非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すこと。

#### ○救護施設

生活保護法の規定による保護施設で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために、日常生活を営むことが困難な要保護の方に対して、入所により生活扶助を行うことを目的とした施設。

#### ○教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

#### ○矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。なお、婦人補導院は、令和6年（2024年）4月1日付けで廃止予定。

## ○矯正 就労 支援 情報 センター室

法務省が全国8矯正管区（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）に設置している（通称「コレワーク」）。全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後に帰る場所などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。

## ○協力 雇用主

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。

## ○居住 支援 法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

## ○ぐ 犯行為

度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。

## ○刑事 施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設。

## ○更生 緊急 保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。なお、令和4年（2022年）6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが追加された。また、更生緊急保護を行うことができる期間について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6月の範囲内という原則的な期間に加えて、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月、その他のものについては更に1年6月（通算2年）を超えない範囲内において行うことができることとされた。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保

護の申出を行うことができることとされた。

### ○更生保護サポートセンター

保護司会をはじめとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点。

### ○更生保護施設

主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。

### ○子どもアシストセンター

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、悩み苦しむ子どもやその周りの大人からの相談を受け付け、子どもが自らの力で問題を解決できるように必要な助言や支援を実施する札幌市の機関。

## さ行

### ○再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

### ○再犯者率

刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

### ○再犯の防止等

犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年になることを防ぐことを含む。）。

### ○札幌市就業サポートセンター

札幌市が委託する民間職業紹介事業者とハローワークが相互に連携し、無料の職業紹介サービスをワンストップで提供する窓口。

### ○札幌市生活就労支援センター（ステップ）

生活困窮者自立支援法に基づき札幌市が設置した相談窓口。札幌市内に居住している人を対象に、失業、心身の不調や借金など、様々な理由による仕事や生活の困りごとの相談を受け付け、経済的な自立に向けた就労支援を中心に、一人一人の状況に合わせた支援を行う。



## ○札幌市 配偶者 暴力 相談 支援 センター

札幌市が運営する配偶者やパートナー、交際相手からの暴力について相談できる窓口。

## ○札幌市 ホームレス 相談 支援 センター (JOIN)

札幌市が委託するホームレス支援事業。総合相談窓口である「基幹センター」と4つのシェルターで、相談内容に応じて利用者の抱える様々な課題に共に向き合い、行き場を失った人が自立していくために必要な支援を行う。

## ○札幌市 若者 支援 施設 (Youth+)

若者の社会的自立を総合的に支援するため、引きこもり・ニート等の若者の自立や社会復帰の支援、若者の仲間づくりやまちづくりなどの活動のサポートのほか、一般の方も含めて体育室や音楽室、活動室等の貸室を行っている施設。

## ○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等を活用した広報啓発を行っている。

## ○就労 ボランティア 体験 事業

就労に必要な実践的な知識・技能等の不足のほか、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない生活に困窮している人、生活保護を受給している人に対して、一般就労に向けた準備を支援する事業。ボランティア体験のほか、就労に向けた基礎能力を高めるためのセミナーや講座等の支援メニューを用意している。

## ○触法 少年

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。

## ○自立 準備 ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所。

## ○市民 まちづくり 活動 促進 基金 (さぽーとほっと 基金)

市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPO法人などが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金。

### ○スクールカウンセラー

子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どものとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される公認心理師、臨床心理士などの心の専門家。

### ○スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。

### ○生活保護受給者等就労自立促進事業

札幌市がハローワーク三所と協定を結び、各区保健福祉部、ステップ等からハローワークに就労支援の要請をした対象者に対し、関係機関が連携を図り、組織的にチーム支援を行う事業。就労支援ナビゲーターと、各区就労支援相談員若しくはステップ支援員による就労支援チームが対象者との面接等により、求職活動の支援や職業訓練の受講あっせん等就労に向けた具体的な支援を行う。

### ○青少年を見守る店

買い物などに訪れた子どもたちに温かい声をかける、子どもたちに悪影響を及ぼすようなものは「売らない」「見せない」など、子どもたちが健やかに安心して暮らせるまちづくりに協力する店舗。

### ○精神保健福祉センター

都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及・調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担うもの。

## た行

### ○地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21年度（2009年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は、地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。なお、北海道には、札幌市と釧路町の2か所に設置されている。

### ○地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

## ○地域若者サポートステーション

働くことに悩み・課題を抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関。

## ○出口支援

矯正施設から出所する人に対して行う社会復帰支援のこと。

## ○篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

## な行

### ○認知件数

警察が発生を認知した事件の数。

### ○認定就労訓練事業

事業者が自治体から認定を受けて生活に困窮している人に就労の機会を提供する事業。長期離職者やニートなど、すぐには一般企業等で働くことが難しい人に対して、状況に応じた就労の機会を提供するとともに生活面や健康面での支援を併せて行う。

## は行

### ○犯罪少年

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）。

### ○犯罪をした人等

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった人のことをいい、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されない。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれる。なお、婦人補導院は、令和6年（2024年）4月1日付けで廃止予定。

### ○BBS会

Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

## ○非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称。

## ○保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

## ○保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

## ま行

## ○みな住まいる札幌

札幌市居住支援協議会が住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している人、犯罪をした人等、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の居住の安定確保に向けて設置した相談窓口。

## ○民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。